

障害年金 (一般)



診断書等の諸証明申込みは
⑧番文書受付窓口で手続きください



島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター

障害年金

公的年金の加入者が、病気により心身に障害を有し、日常生活や就労の面で困難が多くなった場合に支払われる公的な年金です。

【受給のための条件】

	項目	障害基礎年金	障害厚生年金
受給要件	初診日	65歳未満にあること（老齢基礎年金繰り上げ受給者は除外）	厚生年金・共済年金の加入者であること
	障害状態	障害認定日に障害等級に定める1～2級に該当すること	障害認定日に障害等級表1～3級に該当すること
	保険料	初診日に納付要件を満たしていること	
手続きの窓口	市町村役場の国民年金課	年金事務所	

●初診日とは、障害の原因となった病気で初めて医師の診療を受けた日

●障害認定日は、初診日から1年6ヶ月経った日

●20歳未満に初診日がある障害の場合には、障害基礎年金が支給（所得制限あり）

●障害年金は遡って請求できますが、5年しか遡ることができません

*主治医に、障害年金の対象になるか、診断書の記載が可能か、必ずご確認下さい

●手続き窓口に相談に行かれる際は、年金証書や年金手帳・本人確認のための免許証やマイナ保険証・資格確認書の持参、初診日の特定をしておかれるといいです

【申請時必要なもの】

□受診状況等証明書（初診証明）

現在受診している医療機関と初診日に受診した医療機関が異なる場合に必要

□主治医の診断書

※障害認定日後3ヶ月以内

※請求日前3ヶ月以内現症

□病歴申立書（本人または家族が記入）

□障害給付裁定請求書

マイナンバーカード及び申請される方の身元が確認できる書類が必要となる場合があります

*その他、戸籍謄本、預金通帳、印鑑、住民票の写しなど、必要なものが異なりますので、それぞれの手続き窓口におたずねください

1年6ヶ月経過しなくても障害認定日となる場合

- ・人工透析療法開始日から3ヶ月が経過した日
- ・新膀胱を造設した日
- ・人工肛門造設又は尿路変更術後6ヶ月を経過した日
- ・心臓ペースメーカー又は人工弁を装着した（植込み型除細動器（ICD）を装着した場合を含む）日
- ・人工血管・心臓移植・人工心臓・CRT（心臓再開期医療機器）・CRT-D（除細動器機能付き心臓再開期医療機器）を施術した日
- ・人工骨頭又は人工関節をそう入置換した日
- ・在宅酸素療法を開始した日
- ・四肢の外傷などの為、その肢を切・離断した日
- ・喉頭全摘出した日

出典：日本年金機構ホームページより

当院でのご相談やお問い合わせは、
地域医療連携センターでお受けしております。

島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター
電話：0853-20-2193

